

## 学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月 23 日作成

平成 29 年 4 月 14 日改訂

### はじめに（学校の方針について）

本校では、開校以来、宗教（仏教）的情操をもとに豊かな心を養うことを教育目標の柱に位置づけ、「一切衆生悉有仏性、相互礼拝、相互扶助」の精神を心の教育の根幹に据え、「互いが尊敬し、拝み合う」ということができる、知性豊かで明るく誠実な人間の育成に努めてきた。そういう意味からも、いじめは決して看過できない行為であるとする。

そもそも、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童生徒一人ひとりに「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取り組みを進めることにより、学校生活の中で、児童生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

また、より実効性の高い取り組みを実施するために、必要に応じて基本方針を見直し、その内容は公表するものとする。

### 1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体になり、常に連携を図りながら継続的な取り組みを行うことが必要である。

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対し、本校児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、児童生徒本人が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## (2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめは目に見えにくいものであり、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの様態は多種多様なものであるため、「些細なこと」「その場限りのこと」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取り組みを行う。
- いじめは複雑化、深刻化すると、児童生徒の生命に関わるものである。

## 2 いじめの防止のための体制

### (1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。この組織は常にいじめ防止等の事項を点検し、年間指導計画やアンケートの見直し、さらには組織の機能強化を図るものとする。

#### いじめ防止対策委員会〈小学部〉

校長・教頭・生活安全主任・学年主任・人権教育担当教員・養護教員等

※必要に応じて弁護士・カウンセラー等の校内外の専門家の参加を招請する。

#### いじめ防止対策委員会〈中・高等部〉

校長・校長代理・教頭・生活部主任・学年主任・人権部主任・養護教員等

※必要に応じて弁護士・カウンセラー等の校内外の専門家の参加を招請する。

### (2) いじめ防止等に係る年間指導計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間指導計画を別に定める。

年間指導計画の作成にあたっては、児童生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。この年間指導計画は常に点検し、必要に応じて見直しを図る。

## 3 いじめの問題への取り組み

### (1) 未然防止

いじめ防止のためには、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう努める必要がある。また、すべての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、いじめを許さないという「社会的リテラシー」を培う教育体制を整えることも重要となる。このような認識を共通的なものとし、教職員が真摯に子どもと向き合う姿勢・体制づくりを構築することを目指す。

○主な取り組み

- ・教職員の指導力向上に必要な研修の実施
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・子どもの道徳性と自尊感情を高める取り組みの充実
- ・ソーシャルスキルトレーニング、アクティブラーニングの実践
- ・情報モラル教育の推進

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめ問題への取り組みの前提であり、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多い。また、いじめはいじめる側といじめられる側が入れ替わることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

○主な取り組み

- ・スクリーニング（アセスなど）の実施
- ・教職員の資質能力向上に必要な研修の実施
- ・定期的な個人面談や保護者を交えた三者面談の実施（年3回以上）
- ・定期的なアンケート調査の実施（年3回）
- ・いじめを訴えやすい教育相談体制の整備
- ・相談窓口の周知

子どもの人権110	0120-007-110
チャイルドライン	0120-99-7777
24時間子どもSOSダイヤル（文部科学省）	0570-0-78310
あすなろダイヤル（奈良県教育委員会）	0744-34-5560
ヤング・いじめ110番（奈良県警察本部）	0742-22-0110
子どもの悩みごと110番（奈良県弁護士会）	0742-23-3788

(3) 早期対応・再発防止

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。特に、被害児童生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童生徒に対しても教育的配慮のもと毅然とした態度で接する。被害加害を問わず、いじめの背景や抱えている課題等を究明し、保護者等との連携を密にして必要な指導・支援を行う。

対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係諸機関との連携の下で取り組むものとする。

○主な取り組み

- ・指導、支援の方針の決定と教職員の役割分担
- ・スクールカウンセラーや外部の専門機関等の活用
- ・「個人別生活カード」等による記録と教職員間の共通理解

- ・いじめの関係児童生徒への継続的な指導と支援
- ・転学する場合、その支援と転学先との連携したケアの継続

#### 4 重大事態への対応

児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに学校法人および奈良県知事（奈良県地域振興部教育振興課）に報告を行う。その際設置されたいじめ対策委員会（非常設）は、早急に調査を行い、解決にあたる。ただし、調査の際、因果関係の特定を急ぐよりも、客観的な事実関係を把握することに努めるとともに、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮する。

また、調査結果は学校法人および奈良県知事（県地域振興部教育振興課）に報告を行い、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しても必要な情報を提供する責任を負う。

なお、事態によっては、県知事が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

#### 5 その他

この学校いじめ防止基本方針は、国や奈良県の基本方針等を参考にするとともに、これまでのいじめ防止等の取り組みを振り返り、PDCAサイクルによって更に実効性の高いものにするべく、必要な見直しを行う。

いじめ防止対策委員会〈22条〉

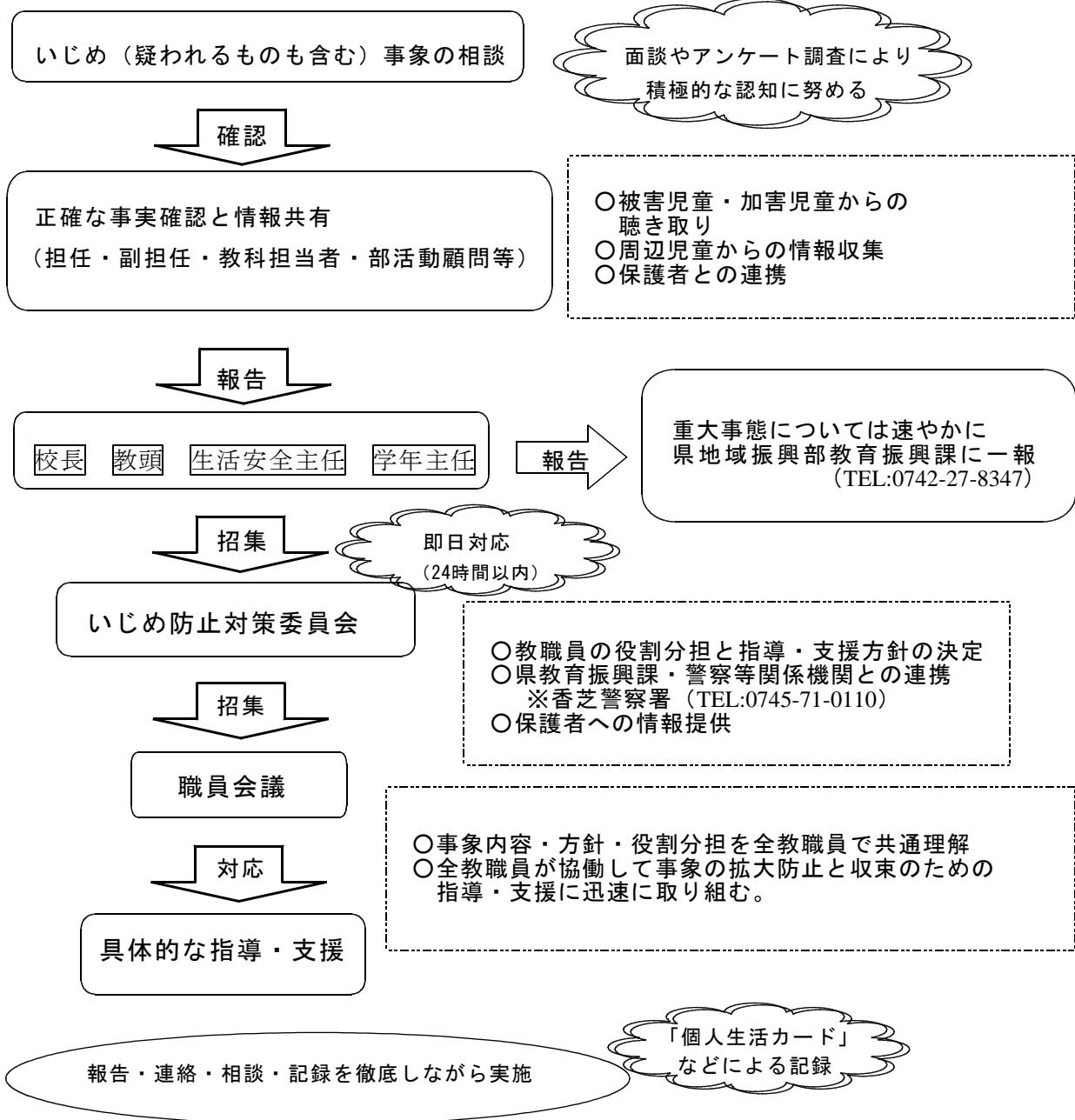
校長・教頭・生活安全主任・学年主任  
・人権教育担当教員・養護教員 等

※必要に応じて弁護士・カウンセラー等の外部専門家の参加を招請する。

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



被害児童への支援

共感的に受け止める

- 伝えること
  - ・学校として「何としても守る」という姿勢
  - ・プライバシーの保護
- 確認すること
  - ・身体の被害状況(診断書)
  - ・金品の被害状況
  - ・カウンセリングの必要性
  - ・警察への被害申告の意志
- 留意すること
  - ・再発や潜在化
  - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害児童への指導

毅然とした態度で

- 伝えること
  - ・いじめは決して許されない行為であること
  - ・いじめられた側の心の痛みやつらさ
  - ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと
- 確認すること
  - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
  - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)
  - ・加害者が被害者になること
  - ・保護者との連携

友人・知人への指導・支援  
(観衆・傍観者等)

みんなを守るという姿勢

- 伝えること
  - ・いじめられた側の心の痛みやつらさ
  - ・観衆や傍観者も加害者であること
- 確認すること
  - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
  - ・観衆や傍観者が被害者になりうること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

県地域振興部教育振興課への報告

重大事態への対応

- ・速やかに県地域振興部教育振興課に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・県地域振興部教育振興課の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配付や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする

### 未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
  - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
  - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
  - ・児童の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
  - ・人権教育の充実
  - ・道徳教育や宗教教育の充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル教育の推進
  - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくりの啓発
- 児童の様子への把握
  - ・共感的児童理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
  - ・保護者への啓発と情報発信
  - ・地域への情報発信と関係機関との連携

### 早期発見に向けて

- 情報の収集
  - ・教職員の“気付き力”を高める
    - ※校内研修の実施
    - 校外の研修会への参加
  - ・児童、保護者、地域からの情報収集
  - ・休み時間、昼食時間の校内巡視
  - ・定期的な面談による情報収集（児童・保護者）
  - ・アンケート調査の定期的な実施
    - ※児童へのアンケート等
- 相談体制の充実
  - ・校内に教育相談窓口の設置
  - ・スクールカウンセラーや外部の専門機関との連携
  - ・一般に設けられている相談窓口の周知
- 情報の共有
  - ・報告の徹底と、全教職員による情報の共有
  - ・配慮が必要な児童の情報共有
  - ・申し送り事項の確認と徹底
  - ・「個人別カード」の活用

### 早期対応に向けて

- 組織的な対応
  - ・いじめ防止対策委員会の招集
  - ・情報の調査・共有と共通理解
  - ・指導と支援の方針の決定
  - ・役割分担
- 被害児童生徒への支援
  - ・被害児童生徒を守り通すという姿勢の明示
  - ・心のケア
  - ・必要な学習支援
  - ・保護者への協力依頼
  - ・スクールカウンセラーの活用
- 加害児童生徒への指導
  - ・背景や課題の究明
  - ・保護者への協力依頼
  - ・スクールカウンセラーの活用

### 再発防止に向けて

- 継続的な指導と支援
  - ・関係児童の観察と定期的な面談
  - ・スクールカウンセラーの活用
- 被害児童への支援
  - ・心身の苦痛を感じていないかの確認
  - ※いじめに関わる行為が、少なくとも3ヶ月止んでいることを目安として、判断する
- 加害児童への指導
  - ・背景や課題の克服
  - ※被害者になりうる可能性に注意して、指導する
- 傍観者への指導
  - ・課題の克服
  - ※被害者、加害者になりうる可能性に注意して、指導する

## 平成29年度 いじめ防止等に係る年間指導計画

智辯学園奈良カレッジ小学部

	会議・研修	未然防止	早期発見
4月	○いじめ防止対策委員会①	○保護者会	
5月	○校内職員研修①	○人権 HR 5月12日(金) ○育友会総会(保護者会)	○いじめアンケート調査 5月26日(金)
6月	○いじめ防止対策委員会②	○人権 HR 6月23日(金) ○保護者会	
7月		○児童会「いじめ防止運動」	○二者及び三者面談
8月	○人権講演会(職員対象)		
9月		○人権 HR 9月8日(金) ○保護者会	
10月		○児童会「いじめ防止運動」	
11月	○校内職員研修②	○人権 HR 11月24日(金) ○保護者会	○いじめアンケート調査 11月17日(金)
12月	○いじめ防止対策委員会③		○二者及び三者面談
1月	○校内職員研修③	○人権 HR 1月19日(金) ○保護者会	○いじめアンケート調査 1月26日(金)
2月	○いじめ防止対策委員会④		
3月		○保護者会	○二者及び三者面談